

平成 18 年 5 月 11 日

放射線管理区域への入域時における装備品の未着用に関する 再発防止対策について

当所 3・4 号機サービス建屋*¹において、平成 18 年 4 月 16 日、放射線管理区域*²（以下、「管理区域」）内の靴・ヘルメット置き場に見学者用の椅子を搬入していた当社社員 2 名のうち 1 名が、誤って警報付個人線量計*³（以下、「個人線量計」）を着用せずに入域しました。その後、当該社員は個人線量計を持っていないことに気づき、ただちに管理区域より退域しました。

当該社員は椅子を搬入する際、管理区域へ入域するためのチェックポイント*⁴を迂回しましたが、本来、管理区域手前に椅子を仮置き後にチェックポイントへ戻り、個人線量計を着用してから管理区域へ入域すべきところ、着用せずに入域したことがわかりました。

また、平成 18 年 4 月 24 日、5・6 号機サービス建屋において、実務研修中の協力企業作業員が、管理区域から退域後、物品搬出所（非管理区域）に忘れた放射能測定後の搬出物品を受け取りに戻った際、受け取り場所を勘違いし、個人線量計を着用せず、誤って管理区域（通路）に入域した事象が発生しました。

なお、評価の結果、いずれの作業員も放射線による被ばくはありませんでした。（平成 18 年 4 月 17 日、25 日お知らせ済み）

平成 18 年 4 月 16 日の事象につきましては、4 月 21 日、労働基準監督署より当所に対して、同様な事象を今後発生させないための十分な対策を検討し実施するよう是正勧告を受け、4 月 28 日、本事象に関わる再発防止対策等について報告書を取りまとめ、労働基準監督署へ提出いたしました。

今回取りまとめた再発防止対策は、以下の通りです。

- （1）チェックポイントの迂回ルートの使用を禁止する。
- （2）チェックポイント前に設置された入退域監視装置と管理区域入口との間（非管理区域）への立入者に対しては、誤って管理区域に入域することのないよう立て札などによる注意喚起を行うとともに、今後、当面の間、個人線量計の着用を義務付ける。
- （3）当所社員および協力企業の社員に対して本事例を周知し、再発防止に努める。

また、4月24日に発生した事象についても、今回取りまとめた再発防止対策にて対応を行います。

当所といたしましては、今後同様な事象が発生しないよう、再発防止対策を確実に実施するとともに、より一層の安全管理に努めてまいります。

以 上

* 1 サービス建屋

中央制御室や管理区域への人の出入りをチェックする他、作業員の休憩等の場所として提供している建屋。

* 2 放射線管理区域

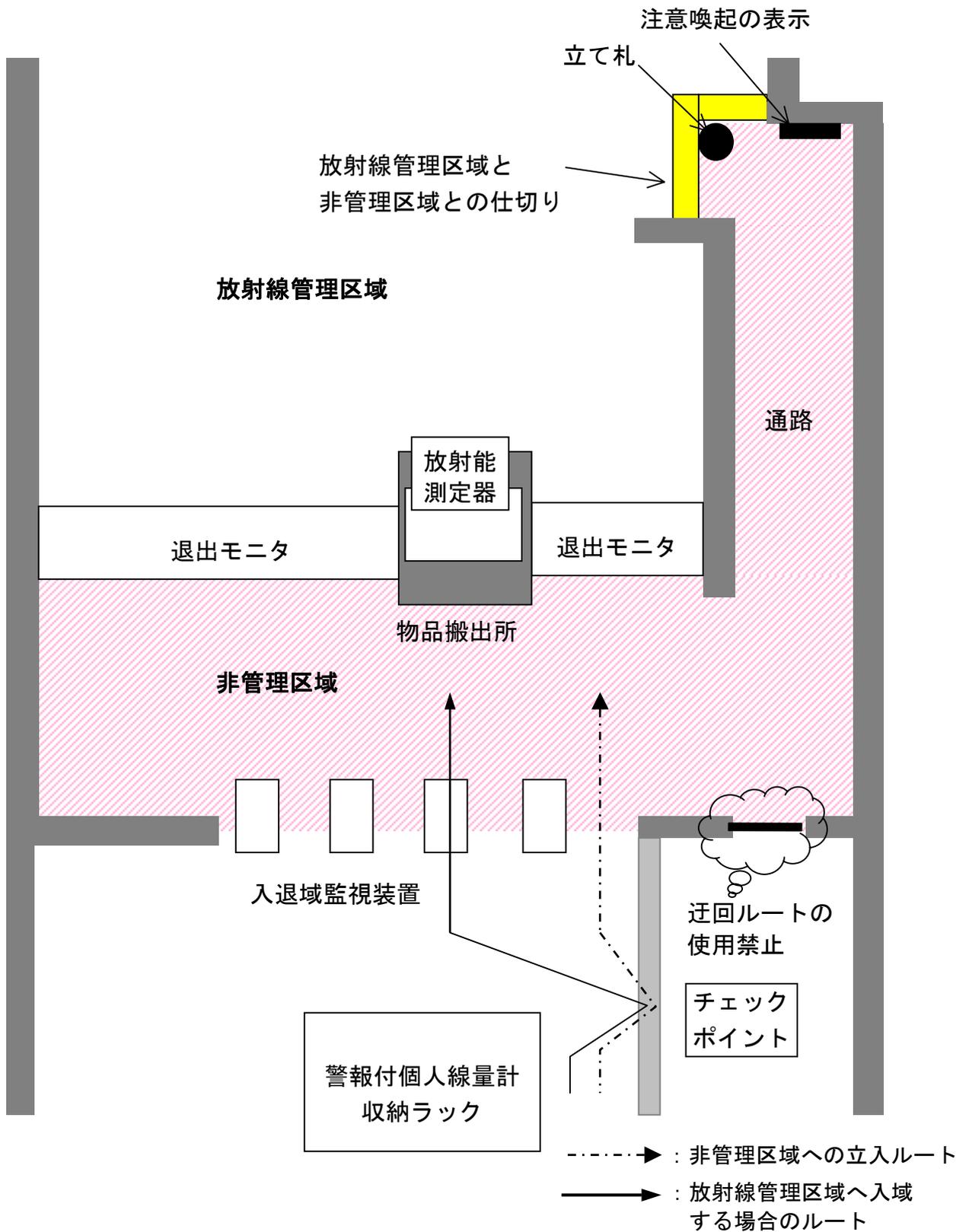
放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止をはかるため管理を必要とする区域。

* 3 警報付個人線量計

作業員個人の被ばく線量および管理区域の入域時間を測定する測定器。被ばく線量や入域時間があるレベルに達したときにアラームが鳴る。

* 4 チェックポイント

管理区域へ入域する人および物品の出入りを監視する場所で、監視員が常駐している。



3・4号機サービス建屋における放射線管理区域への入域の概要